

第3次藤枝市環境基本計画及び第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画
(区域施策編) 策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務名称

第3次藤枝市環境基本計画及び第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画
(区域施策編) 策定支援業務

2 業務の目的

藤枝市環境基本条例第8条の規定に基づき、平成22年度に策定し、平成27年度に改定した「第2次藤枝市環境基本計画」(以下「現環境基本計画」という。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律第3条第3項に基づき策定した「藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」(以下「現実行計画」という。)の評価検証を踏まえ、現環境基本計画策定及び現実行計画以降の社会情勢、住民意識の変化、技術の進展等に対応した「第3次藤枝市環境基本計画」(以下「次期環境基本計画」という。)及び「第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」(以下「次期実行計画」という。)の策定並びに策定に向けた基礎的な調査、関係者への意見聴取及び資料の作成等を行うことを目的とする。

3 業務の期間

委託業務契約を締結した日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

別紙「第3次藤枝市環境基本計画及び第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援業務仕様書」に基づき、実施するものとする。

5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (4) 企画提案書等の提出期限までに、藤枝市から、藤枝市入札参加資格停止措置要綱(平成25年藤枝市告示第178号)に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領(平成6年施行)による指名排除を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(申し立てが予定されている者を含む。)でないこと。

- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

6 プロポーザルに関するスケジュール

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| (1) 質問書の受付締切 | 令和元年 7月 1日 (月) |
| (2) 質問に対する回答期限 | 令和元年 7月 4日 (木) |
| (3) 参加表明書提出 | 令和元年 7月 5日 (金) |
| (4) 第一段階審査 | 令和元年 7月 8日 (月) |
| (5) 第一段階審査結果の通知 | 令和元年 7月 10日 (水) |
| (6) 企画提案書の提出締切（第一段階審査通過者） | 令和元年 7月 25日 (木) |
| (7) 第二段階審査（プレゼンテーション） | 令和元年 7月 31日 (水) |
| (8) 審査結果の通知 | 令和元年 8月 1日 (木) |
| (9) 委託料見積合せ（委託契約候補者） | 令和元年 8月 5日 (月) |
| (10) 委託契約日（予定） | 令和元年 8月 6日 (火) |

※プレゼンテーションに関することは、第一段階審査通過者のみに別途通知します。
また、質疑回答については、FAX で行います。

7 選定方法

- (1) 当該委託契約候補者の決定にあたっては、二段階審査方式で行う。
- (2) 第一段階審査は、要項第 12（1）で定める審査基準に基づき、企画提案書（第二段階審査）の提出を求める事業者を選定するものとし、本プロポーザルに参加表明をした者から提出された書類によって、第 3 次藤枝市環境基本計画及び第 2 次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）事務局が書類審査を行う。
- (3) 第二段階審査は、第一段階審査にて選定された者によるプレゼンテーションを実施したのち、要項第 12（2）で定める審査基準に基づき、審査委員会委員が採点をし、獲得した点数が最も高い提案者を委託契約候補者として決定する。

8 提出書類及び提出部数

- (1) 第一段階審査時の提出書類

① 参加表明書	第 1 号様式
② 会社の概要と主要業務の実績	第 2 号様式
③ 質問書（必要に応じて）	第 3 号様式
④ 地方公共団体に納品した計画書又は概要版	任意

(2) 第二段階審査時の提出書類（第一段階審査通過者のみ）

① 企画提案書	第4号様式
② 見積書	第5号様式
③ 宣誓書	第6号様式
④ その他参考資料	任意

(3) 提出書類の作成にあたっては、誤字・脱字等に留意すること。

(4) 提出部数は、第一段階審査においては、正本1部とする。

第二段階審査においては、所定の応募書類を正1部、副7部とする。

(5) 提出方法は、質問書を除き、下記の提出先まで持参又は郵送のいずれかの方法で提出すること。

〒426-0026 藤枝市岡出山2丁目15-25

藤枝市環境水道部環境政策課環境政策係 宛

TEL054-643-3183 FAX054-631-9083

なお、郵送した場合は、郵送した旨を上記まで電話で連絡すること。

(6) 質問書は、FAXで受け付けるものとし、FAX送信した際は、送信した旨を必ず連絡すること。質問に対する回答は、すべての参加者に対して行う。

(7) 提出後の応募書類の追加、修正等は認めない。

(8) 企画提案書については、次のアからオまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。

ア 企画提案書（第4号様式） ※表紙として使用すること。

イ 提案書（様式自由）

※基本方針及びコンセプトなどがイメージできるもの。なお、藤枝市の現況と課題をどの程度把握しているか、市民の意見をどのように反映して基本方針を作成するか等をわかりやすく記載すること。

ウ 業務工程表（様式自由）

※令和元年度と令和2年度の2か年分を作成すること。

エ 業務の実施体制（様式自由）

オ 見積書（第5号様式）の内訳（様式自由）

※令和元年度と令和2年度の2か年分を作成すること。

9 提案者の失格要件

提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 本実施要領に示す提案書の提出期間、提出先、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(3) 審査内容に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 上記のほか、指示した条件に違反した場合

10 提案にあたっての注意事項

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とし、プレゼンテーションへの参加報酬等も無い。
- (3) 提案書類等の著作権は、当該提案書類等を作成したものに帰属する。
- (4) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製をすることができる。
- (5) 市は、参加事業者から提出された提案書について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

11 見積限度額

令和元年度事業 5,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和2年度事業 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、事業提案の際の上限額として理解されたい。

12 審査基準

(1) 第一段階審査における審査基準（書類審査）

審査項目	審査する内容	配点（100点満点）
経営規模	経営規模の妥当性等	50点
委託業務の履行能力	同種、類似業務の実績	50点

(2) 第二段階審査における審査基準

評価項目	評価の視点	評価の指標	配点 (100点満点)
実施体制、 業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	企業の技術者数、担当者の配置・構成等	10点
業務遂行技術力	業務遂行に必要な知識・経験	同種、類似業務の実績等	10点
参考見積	業務コストの妥当性	金額と業務内容の妥当性等	10点
担当者評価	担当者の取組意欲、プレゼンテーション能力	取組意欲、説明能力、質疑応答能力等	10点
提案事業の取組方針	業務の理解度	目的、条件、提案内容の理解度	15点
業務の実施手続き	業務フロー等の妥当性	業務フロー又は工程表等の的確性	15点
現況・課題への理解度	藤枝市特有の課題の理解度	藤枝市の現況、市特有の課題把握の的確性	15点
提案内容の的確性、実現性	提案内容の業務要求水準の充足度、実現性	提案内容の業務要求水準の充足度、実現性	15点

1 3 委託契約候補者の決定（第二段階審査）

（1） 選定方法

企画提案の内容、業務の工程や実施体制等を総合的に評価し、審査委員会の各委員の評価点の合計点により順位をつけ、最も評価点の高い提案事業者（以下「最高得点者」という。）を審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により候補事業者を決定する。

（2） 委託業務の品質確保を図るため、提案内容に対する評価点の合計が、上限の60%に満たない場合は、候補事業者として選定しない。

1 4 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を受けた事業者全員に対して、プロポーザル方式審査結果通知書（第7号様式）を発送するとともに、本市ホームページに掲載する。

公表する内容は、以下のとおりとする。

- （1） 最高得点者の名称
- （2） 全参加事業者の名称
- （3） 審査項目及び配点表
- （4） 全参加事業者の評価点

1 5 契約の締結

市は、委託契約候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査した上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約にあたっては、企画提案内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、委託契約候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は本要項5に掲げる条件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

1 6 契約条件

- （1） 契約書の作成 要
- （2） 契約保証金 免除

1 7 その他留意事項

- （1） 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- （2） 企画提案は、1者につき1案とする。
- （3） 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく入

札参加停止を行うことがある。

- (4) 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。
- (5) 委託契約候補者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を提出すること。